

特定非営利活動法人 ストップ・フロン全国連絡会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、特定非営利活動法人 ストップ・フロン全国連絡会という。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を東京都千代田区一番町9-7、 一番町村上ビル6階に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、オゾン層破壊もしくは地球温暖化を促進するフロン等の放出を防止するための諸活動を行うとともに、全国各地の団体と連携し、活動を有効に進めることで、環境の保全に寄与することを主たる目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 前条の目的を達成するため、本会は次の種類の特定非営利活動を行なう。

(1) 環境の保全を図る活動

(2) 前号に掲げる活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動

(事 業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) オゾン層破壊や地球温暖化等の問題に関わる市民啓発および情報提供

(2) オゾン層破壊や地球温暖化等の問題に関する情報の収集、企画、調査、研究ならびに提供

(3) オゾン層破壊や地球温暖化等の問題に関わる個人および団体等の交流および情報の収集ならびに提供

(4) オゾン層破壊や地球温暖化等の問題に関わる公共政策の提言とその普及および啓発

(5) 機関誌および調査研究報告書の発行

(6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(種 別)

第6条 本会の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人および団体

(2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、本会の事業を賛助する意思をもつ個人および団体

(正会員の入会)

第7条 正会員としての入会については、特に条件を定めない。

2 理事長は、前項の入会申込者が本会の目的に賛同し、第5条の事業に協力できる者と認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

(正会員の会費)

第8条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(賛助会員)

第9条 賛助会員となろうとする者は、総会において別に定める会費を納入したときに会員となることができる。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

2 会員が次の各号の一に該当する場合には、退会したものとみなすことができる。

(1) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。

(2) 継続して2年以上会費を滞納したとき。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。この場合において、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) 本会の名誉を傷つけ、または目的に反す

る行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第 12 条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第 4 章 役員および職員

(種別および定数)

第 13 条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事 5 人以上とする

(2) 監事 1 人

2 理事のうち 1 人を理事長、1~2 人を副理事長とする。

(選任等)

第 14 条 理事および監事は、総会で選任する。

2 理事長および副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、または当該役員ならびにその配偶者および 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事または本会の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第 15 条 理事長は、本会を代表し、その業務を統括して管理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときまたは理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび理事会の議決にもとづき、本会の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行なう。

(1) 理事の職務執行の状況を監査すること。

(2) 本会の財産の状況を監査すること。

(3) 前 2 号の規定による監査の結果、本会の業務または財産に関して不正の行為、または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会および所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合

には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況または本会の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、または増員によって就任した役員の任期は、その前任者または現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事または監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身に支障が生じ、その職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問)

第 20 条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。

3 顧問は、本会の運営に関して、理事長の諮問に答え、または理事会に意見を述べることができる。

(職 員)

第 21 条 本会に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総 会

(種 別)

第 22 条 本会の総会は、通常総会および臨時総会とする。

(構 成)

第 23 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権 能)

第 24 条 総会は、次の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散および合併

(3) 事業計画および収支予算

(4) 事業報告および収支決算

(5) 役員を選任および解任、職務および報酬

(6) 会費の額

(7) 事業年度を超えて償還する借入金および権利の放棄

(8) その他運営に関する重要事項

(開 催)

第 25 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の 5 分の 1 から会議の目的である事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招 集)

第 26 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号および第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない

い。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面によって、少なくとも 10 日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第 27 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員のうちから選出する。

(定足数)

第 28 条 総会は、正会員総数の 3 分の 1 以上出席しなければ開会することできない。

(議 決)

第 29 条 総会における議決事項は、第 26 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急を要する事項として議決されたものは、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権)

第 30 条 正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため会議に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、または他の出席権者を代理人として表決を委任できる。この場合において、その出席権者を会議に出席したものとみなす。

3 総会の議決において、特別の利害関係をもつ会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 31 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、その会議の議長およびその会議において選任された議事録署名人 2 人が記名押印しなければならない。

(1) 日時および場所

(2) 正会員総数および出席者数（書面表決者または表決委任者がある場合はその数を付記すること）

- (3) 審議事項
- (4) 議事の概要および議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会は、この定款で定めるものを除くほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画および収支予算の変更に関する事項
- (4) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面によって、少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当る。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急を要する事項として議決されたものは、この限りではない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、その理事会において選任された議事録署名人2人が署名しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 理事総数、出席者数および出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨付記すること)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の概要および議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第41条 本会の資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事業年度)

第42条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画および予算)

第43条 本会の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の議決を経て、総会の議決を得なければならない。

(事業計画および予算の追加または更正)

第44条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、事業計画およびこれに伴う予算の追加または更正をすることができる。

2 理事長は、前項の変更された事業計画および収支予算を正会員に遅滞なく報告する。

(暫定予算)

第45条 前条1項の規定にかかわらず、予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで、前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなすことができる。

(事業報告および決算)

第46条 本会の事業報告書、財産目録、貸借対照表および活動計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、事業年度を超えて償還する借入および権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第48条 本会が定款を変更しようとするときは、

総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第49条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動にかかわる事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産

(6) 所管庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由により本会が解散するときは、正会員総数の過半数の議決を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 本会が解散したときは、理事が清算人となる。ただし、合併の場合による解散を除く。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散(合併または破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、総会の議決を得て、本会と類似の目的をもつ特定非営利活動法人に寄付する。

(合併)

第51条 本会が合併しようとするときは、総会において出席した正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 本会の公告は、本会の掲示場および官報に掲示して行なう。

第10章 雑則

(委任)

第53条 この定款の施行について必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

(事務局の組織および運営)

第54条 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 本会の設立当初の役員は、設立総会の定める別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、2001年6月末日までとする。

3 本会の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、法人の成立の日から2001年3月31日までとする。

4 本会の設立初年度の事業計画および収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5 本会の設立当初の会費は、第8条および第9条の規定にかかわらず、次に掲げる金額とする。

| | | |
|-----|----------|--------|
| 年会費 | 正会員（個人） | 5000円 |
| | （団体） | 10000円 |
| | 賛助会員（一口） | 10000円 |